

●規程改正案の概要

要 旨	令和 2 年度改正民法の施行に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程」の一部改正を行う。
内 容	1 「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程」の改正 法定利率の引き下げに伴う延滞違約金条項の改正 ○ 改正民法の施行により，令和 2 年 4 月 1 日から法定利率が年 5 % から年 3 % に引き下げられた（改正後の民法第 4 0 4 条第 2 項）。 ○ 改正民法では，法定利率は 3 年ごとに見直すこととされた。（第 4 0 4 条第 3 項から第 5 項まで）。 ○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程では，延滞違約金の利率を年 5 % と定めているため，改定を行う。
施行期日	令和 2 年 6 月 2 2 日から施行し，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程 新旧対照表（令和2年6月22日施行分）

新	旧
<p>(違約金等)</p> <p>第44条 落札者が契約を締結しない場合において、入札保証金の納付がないときは、第42条第1項に規定する入札保証金に相当する額を違約金として徴収しなければならない。</p> <p>2 契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合において、契約保証金の納付がないときは、前条第1項に規定する契約保証金に相当する額を前条第3項の例により違約金として徴収しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。</p> <p>3 天災その他避けることのできない理由により契約期間内に契約を履行することができないと認めたとときで、相手方の申請により履行期限を延期した場合を除き、遅延日数に応じ契約金額（遅延による支障が少なく認められるものにあつては、契約金額のうち未履行部分に相当する額）につき民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た金額を延滞違約金として徴収しなければならない。ただし、延滞違約金の全額が100円未満であるときは、これを徴収しない。</p> <p>4 前項の延滞違約金を指定の期日までに納付しないときは、支払金額又は契約保証金のうちから控除し、なお、不足するときは追徴しなければならない。</p>	<p>(違約金等)</p> <p>第44条 落札者が契約を締結しない場合において、入札保証金の納付がないときは、第42条第1項に規定する入札保証金に相当する額を違約金として徴収しなければならない。</p> <p>2 契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合において、契約保証金の納付がないときは、前条第1項に規定する契約保証金に相当する額を前条第3項の例により違約金として徴収しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。</p> <p>3 天災その他避けることのできない理由により契約期間内に契約を履行することができないと認めたとときで、相手方の申請により履行期限を延期した場合を除き、遅延日数に応じ契約金額（遅延による支障が少なく認められるものにあつては、契約金額のうち未履行部分に相当する額）につき年5%の割合で計算した金額を延滞違約金として徴収しなければならない。ただし、延滞違約金の全額が100円未満であるときは、これを徴収しない。</p> <p>4 前項の延滞違約金を指定の期日までに納付しないときは、支払金額又は契約保証金のうちから控除し、なお、不足するときは追徴しなければならない。</p>